

第2回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

（講義）馬淵アドバイザーより

（1）まちづくり基本条例における五本柱について

（検討事項）

（1）条例制定の目的について

（2）条例の位置付けについて（最高法規とすべきか）

（3）名称について（理念条例か、参加条例か等）

（4）住民の参加意欲を盛り上げる方策について

- ・制定の目的は一番根幹となる部分。
- ・住民意識が高まらないまま制定しても実効性のない条例になる。
- ・住民意識を高めるためというのも目的になる。
- ・条例の内容は住民のためのものにしなければならない
- ・地方分権の時代であり、自己決定・自己責任を果たすための住民参加が必要であり、住民参加の方法を定めるのがこの条例ではないか。
- ・どうすれば住民参加ができるかを示すのが目的。
- ・条例制定しても何も変わらないまちもあるとの馬淵アドバイザーの話もあり、条例作成の段階から住民を巻き込んだ議論が必要。
- ・条例制定は合併問題と切り離しては考えられないものである。
- ・今まで町が政策決定する基準が不明確であったものを住民に明確に示すための条例にすべき。
- ・まちづくりに関心のない住民も多く、一般住民には難しい問題かもしれない。
- ・住民参加とは何なのかという住民向けの学習会を開催しては。
- ・最高法規と位置付けるにしても、議会制民主主義というものを否定するものではない。
- ・条例制定後も随時内容を見直していくことが必要。

（その他）

（1）議事録に掲載する委員の個人名について

- ・傍聴可、公開としている会議であり個人名の掲載は問題ないが、誰がどのような発言をしたかより、どのような議論がされているかが重要であり、また、個人名を掲載することで発言しづらくなることもあるので「委員A・B・C…」という表現とする。

（2）町長の出席要請について

- ・必要に応じて出席要請をすることとする。

まちづくり基本条例検討委員会（第2回）開催結果

日 時：平成 15 年 10 月 6 日（月）19:00～

会 場：ハーモニープラザ 2階 研修室 2

出席委員 相原委員、阿部委員、出田委員、大月委員、川端委員、川上委員、北村委員、
高金委員、高野委員、田中委員、横山委員 以上 11 名

アドバイザー 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 総務課 草野参事、上出補佐、神谷係長、我妻主査

委員長あいさつ

白紙の状態から条例案を作り上げるということで、前回の会議で馬淵アドバイザーより講義を受け、まちづくり条例とはどういうものなのか、皆さんも少しづつ分ってきたと思うが、今回もまず馬淵アドバイザーの講義をお聞きし、その後に本日の検討事項である条例制定の目的や条例の位置付け等について、皆さんにご審議いただきたい。よろしく願います。

(講 義)

委員長：それではまず、馬淵アドバイザーより、「まちづくり基本条例における五本柱」についてということでご講義お願いいたします。

(馬淵アドバイザーより、資料 1 に基づき説明)

委員長：ただ今馬淵アドバイザーよりご講義いただきましたが、ご質問等はありませんか。

委員 A：前回のご講義や今回の資料で、全国各地のまちづくり条例を紹介していただいているが、こういった住民参加を盛り込んだ条例を制定したことにより、どのようにコミュニティがいかされたとかといった具体的な事例があればお聞きしたいのだが。そういった具体的な事例を知ることにより、自分自身でそういった条例の必要性を認識できるし、このように活用できますよということを住民の方にも説明しやすいし、住民側も理解しやすいと思うので。こういった条例ができることにより、地域力というか、地域住民の力を行政の中に活用していけるようになるのではないかとと思う。

あと、一般公募の関係について触れている例もあればお聞かせ願いたい。

アドバイザー：全国各地のまちづくり条例について紹介し説明させていただいたが、条例ができる以前のそのまちの状況を把握していないので、条例制定によりどのように変わったかというのは何とも言えないが、分りやすい例でニセコ町について考えてみると、行政に対する住民意識の高いまちではあるけれども、全町民の意識レベルが高

いのかということではなく、一部の有志の方達の意識レベルが高いだけに過ぎないし、そのことは条例が制定される前と後で大きな変りはない。

そういった意味では条例制定による効果はすぐに出るものではないと思う。志木市というところのまちづくり条例は、たった5条しか条文がなく、しかも各条文は2行程度しかないという、すごく簡単なまちづくり条例だが、それでも行政に対する住民の意識レベルは高い。しかし条例ができて意識レベルが高くなったのではなく、もともとそういうまちだった。

志木市では現在、近隣の3市と合併協議を行っているが、志木市だけは住民投票で合併反対が多数という結果で、これは住民の行政に対する意識レベルが高く、合併しなくても自立していけるという自信の表れでもあると思う。

このように、もともと意識レベルの高いまちもあるが、ほとんどのまちは条例制定によってすぐに何かが変わるというわけではないと思う。

まちづくり条例がまだできていないところには、住民が100~200人でワーキンググループをつくって条例作りに取り組んでいるところもあり、こういったところは条例制定をきっかけに住民意識が高まり、条例制定による効果がすぐに出るかもしれない。

そういったことから、やはり住民意識が高まらないことには条例制定してもそれは何の役にも立たないものになってしまう。

委員長：馬淵アドバイザーに各地の条例を項目別に分類し分析した内容について説明いただいたが、この中で本町の条例制定に必要な項目、必要ない項目についても考えていただきたい。

(検討事項)

委員長：まず確認しておきたいのですが、この検討委員会はまちづくり条例の案を町に提言することを目的に設置された委員会であり、そのために皆さんで論議していただくという会だということによろしいですね。

それでは検討事項に入ります。(1)の条例制定の目的についてですが、今なぜこの条例が必要なのか。委員の皆さんのご意見をお聞きしたい。前回の会議で事務局より説明あったが、事務局より追加で説明することはないか。

事務局：前回の会議では委員会設置までの背景を説明させていただいたが、事務局で認識している条例制定の目的は、情報の共有や住民参画といった、まちづくりの基本となる部分を条例によって明確にし、今後のまちづくりを進めていきたいという考え。前回の会議の中で、条例制定の目的について委員全員の共通認識をもって、もう少し議論すべきではないかという委員からの意見があったことを踏まえて今回も検討事項とさせてもらった。

委員長：事務局より説明いただきましたが、皆さんからの意見は。

委員B：まちづくり条例案を検討するためにこの委員会は設置されているということについて異議はないが、「仏つくって魂入れず」のようなことになってしまってはならな

いと思う。

今回の検討事項に条例制定の目的についてとか、条例の位置付けについてとあるが、これは一番根幹に関わることであり難しい部分でもあると思う。言うなれば条例の中にこういった内容を盛り込むかすら分っていないという段階で、目的や位置付けについて議論ができるのかと思ってしまう。仮にまず目的を位置付けたとしても、最終的に答申を出す段階でもう一度内容を見直すことが必要になるのではないかと思うのだが、皆さんの意見をお聞きしたい。

委員長：先に目的を位置付けたとしても、最終的に条例の内容を精査した時点で変わってしまうかもしれないのではないかといった意見だが、他の委員の意見は。

委員C：委員Bさんの言うとおり、このことは条例制定の根幹に関わる部分であり、皆さんの共通認識をひとつにすることが重要だと思う。

馬淵アドバイザーの説明のとおり、条例制定しても住民意識が高まらなければ条例自体の実効性がないものになってしまう。なぜ条例制定をするのか、それに伴って住民意識が高まるのか。この入り口論議をしっかりとしなければならぬと思う。

委員長：つまり住民意識を高めることが目的であるということだと思うのだが。

委員B：条例を制定さえすれば他町に対して我が町にはこのような条例がありますよと言えるかもしれないが、内容が町民のための条例となっているかということが最終的に問われる。この条例を町民が大切に思うような内容のものにしなければならぬと思う。私自身、数回の会議の中でそのようなものができるのかといった不安な気持ちもある。委員長もどのようにすすめるべきか大変だと思う。

委員長：条例の目的や位置付けについての議論はひとまず後にして、まずは内容についての議論を進めるのも一つの方法だと私は思う。他にどのような考えがあるか、皆さんの忌憚のない意見を出してほしい。

委員D：何のためにこの条例を制定するのかということだが、地域の自立が必要であり、そのために自己責任・自己決定がきちんと果たせなければならない。そのためには住民の参加が必要である。住民はまちづくりの主役であり、主役が責任を果たさなければまちづくりはうまくいかないと思う。つまり住民がきちんと責任をはたすために住民参加が必要であり、どのような方法で住民参加をしてもらうかを定めるのがこの条例だと思う。

今後、各種政策によりまちづくりが進められていくが、その政策が策定されるにあたり住民がどのように携わっていくのか、ということを決める条例になる。つまり制定することが目的ではなく住民参加を保障するための条例である。一言で住民参加と言うが、どうすれば住民がまちづくりに参加できるのか。

本町には情報公開条例というものがあるが、まちづくりの判断材料である情報を公開して、住民が分りやすく得ているんだという実感があるかどうか。そういった点から、どうすれば住民参加ができるのかということを考えるというのがこの条例の制定目的であり、条文として盛り込むべきもの。

委員長：他の方の意見は。

委員 E：一番難しい部分だと思う。入り口論議でもある目的については、先ほど内容について議論しながら考えてもいいのではという声もあったが、入り口の段階からこの場にいる委員だけでなく、住民の皆さんを巻きこんでの議論をしていけば何かが見えてくるのではという気もする。

皆さんの意見を色々聞かせてもらったり資料を読んだりしても引っかかる部分があるので。もちろん目的というのは住民参加・住民の意識改革・行政情報の公開であり言葉で言うのは簡単だが、どうすれば本当の住民参加ができるのか。馬淵アドバイザーの話にもあったように条例を制定しても変わらないまちもあるようなので、いかに住民参加のできるまちにしていくかが重要。

この条例案をつくっていく課程から、いかに住民の皆さんを巻きこんで議論ができるかポイントだと思う。

委員長：条例制定の段階から少しでも住民の方にも傍聴してもらおうということで、前回の会議で町内各地での会議開催をという意見により、今回会議から役場以外の会場での開催となっている。それだけでは十分住民の意見を広く聞いてということにはならないが。

委員 B：このような議論の場を町側で設けていただいたということを私は大事にしたいと思う。結果としてはこの委員 14 人というメンバーでの議論になってしまうかもしれないが、この議論を始めていくことが重要であると思う。そして議論を進めていく中でこのメンバーや議論の内容を見た住民の方達の意識が少しずつ変わっていくだろうと思う。

まちづくりや行政の問題といったものは、決して専門家や役場に任せておく問題ではなく、自分自身の問題でもあるということを感じられるようなものになってほしい。

方向性を示すには現状をどう見るかということを決めるにはできないと思う。今までの行政のあり方や議会のあり方がどうであったかということを見ていけば、率直に言って皆さんそれぞれ何らかの思いがあると思うので、現状を見ていくということも必要だと思う。

委員長：まずはこの議論をしていく中で、我々も含めて町民の意識をまず変える。そのために現状がどうなっているかの把握が重要という意見だが、私を含めて住民は行政に関して無頓着な部分が多いと思う。そういったことを踏まえて何か他に意見は。

委員 F：私は市町村合併町民会議のメンバーだが、そちらの会議は 5 回目の会議を最後にしばらく中断している状況。しかし、この条例制定は合併問題を切り離しては考えられない問題だと思っている。町民の方々も合併問題は今後どうなるのかということが非常に気になっている。清水町は今後どうなるのか。合併町民会議でもなかなか方向が定まらないのが現状だが、合併問題についての町としての方向が出ないことにはこの会議の議論もどのようにしていけばいいかと考えてしまう。

委員長：合併町民会議での議論の内容については、傍聴できるのにしていない私が言うのもなんですが、どのような議論がされているのか見えてこない。現行の合併特例法

は平成 17 年 3 月までという期限があるが、合併問題についての町としての方向を見出す際に、例えば住民投票制度の制定など、まちづくり基本条例に基づいて住民の声を聞いて進めてもらうということを考えると、合併問題とも切り離せないのかもしれない。

～ 10 分 休 憩 ～

委員長：再開いたします。休憩前の議論で合併問題の話もあったが、まちづくり基本条例というものが合併特例法の期限までに制定されてもされなくても、流れ的には合併問題についての検討はすすんでいくと思うが、条例制定にむけて議論は重ねていかなければならないと思う。

町長の議会での答弁を受け、我々はこの委員会の設置要綱に則って条例案について検討していくわけだが、まちづくり基本条例の制定について議会ではどのような話になっているのか、事務局より説明を。

事務局：前回の会議でも若干説明させていただいたが、今年度の町政執行方針の中でもまちづくり基本条例の制定に取り組みたいと町長は述べている。その前段として、平成 14 年の 9 月議会の一般質問において住民主権や説明責任についての質問があり、それに対して町長は、今まで必要に応じて各々の条例をつくってきたが、そういったものを見直して、総合的なまちづくり基本条例的なものを検討していく必要があると答弁している。

市町村合併問題に関しては今後の馬淵アドバイザーの話にも出てくるかもしれないが、例えば条例制定までの課程にも住民の声を取り入れられるようにしていかなければならないと思うし、そういう認識で委員の皆さんには議論していただきたくお願いをしている。

我が町には現在、残念ながら条例制定等の手続きについてを定めたものもない。そういったことも盛り込んだ条例をつくっているまちもある。

先ほどから議論していただいている条例制定の目的に関しては、私共としては公募時にお知らせしたとおり、行政情報の住民との共有、住民参加というものを条例の中で明確にしてまちづくりを進めていきたいと考えている。

各地で制定されているまちづくり基本条例の中にどういった項目が盛り込まれているのか、次回の会議で馬淵アドバイザーから説明があると思うが、白紙の段階からまだ 2 回目の会議の段階での議論は難しいという気もする。

いずれにしても、行政側がまちづくり基本条例というものをつくりたいんだという押し付けにならない形で会議を進めたいと思い。今までだと各種計画等の策定にしても行政側からある程度の素案を示して、このようなものでどうでしょうかという方法を用いていたが、そうではなく白紙の状態から皆さんに議論し、条例制定に取り組んでいただきたいとの思いでこの会議を進めさせていただいているので、なかなか難しいかもしれないが、一層の議論を深めていただきたいと考えている。

それから、先ほど委員Fさんから市町村合併町民会議が5回目の開催を最後に中断しているというお話があった。本町の現状については皆さん新聞等でご存知かもしれないが、新得・鹿追の協議会については、町長から清水も参加したい旨の打診をしたところ、同じ人口規模同士で合併検討の協議をしたいとのことで、難しい状況であり断念した。もう一方の隣接である芽室町は帯広・中札内と3自治体で合併協議会を設置しており、そちらの方に参加の意向を示し現在相手側の返事を待っているという状況で、合併町民会議も現在は中断中という状況。

先ほどの委員Fさんの合併の行方も決まらない中でまちづくり基本条例の制定を検討してもというお話について、私の取り違いであれば失礼な回答になるかもしれないが、まだ本町が合併するかしないかの結論が出ていない中で、仮に合併するとしたとしても、旧市町村単位の特性を生かしていけるよう合併相手と協議していかなければならないと考えている。合併しなかった場合は、なおさらこのような条例が必要だと思っている。

どんなまちづくりを目指していくのかハッキリしていない中でというお話もあったが、私共としては町民憲章というものに基づいて平成13年度から10カ年の第4期総合計画を策定してまちづくりとして目指すものを示している。機会があれば資料を提供したい。

委員長：只今事務局より説明いただいたが、皆さんそれぞれ考えがとおりだと思うので、意見を出していただきたい。

確認しておきたいが、なぜまちづくり基本条例というものが必要なのかということについて前回の会議では、条例制定にあたり「制定」という言葉にこだわった意見があったと記憶しているのだが、この委員会の設置要綱にあるとおり、条例制定についての検討をする目的の委員会なので、この要綱に沿って議論していかなければならない。

委員D：委員長が確認したとおり、委員会設置要綱に沿って我々は議論し作業を進めていくことになる。しかし、条例を制定するということに対してなかなかイメージが湧かないという難しさと、ひな型があるわけでもないし、ひな型に沿って議論をしなければならないというものでもないで、白紙の状態から皆で議論をしているところだと思う。

市町村合併に関する意見もあったが、住民からの委員の公募をして設置した合併町民会議というものがあっても住民の間ではなかなか議論が深まってこないのが現状。まちづくりに対していかに住民が議論をしていくかの条件整備をするものがまちづくり基本条例だと思う。

先ほどの事務局の説明で住民参加と情報共有という話があったが、住民参加はどうすれば参加できるのか。馬淵アドバイザーの説明資料にも五本柱として載っているが、例えばこの会議のように委員を公募するとか住民投票などがあるが、これらは全て住民参加の手段の一つで。

同様に、住民はどうすれば情報共有できるのかということシンプルに、この委

員会の中だけではなく住民にも投げかけて議論していけばいいのではないか。

委員長：ということは、本日の検討事項の順番どうりではなくなるが、「(4)一般住民の参加意欲を盛り上げる方策について」の議論に入っていってはどうかということか。

委員D：そういうことになる。

委員長：他の委員の方々の意見も、住民の意見を聞きたいということだったので、そのためどんな方法があるのかといったことを議論した方が話が早いかもしれない。

委員G：まちづくりの主役である住民が意見を持ってまちづくりに参加するために、どうすれば住民の活力を盛り上げていけるかを議論するのは当然と思うが、それを言ってしまうと、まちづくり基本条例ではなく、そのこと自体が一本立ちしてしまいそうな気がする。

だからそのことはひとまず置いておいて、まちづくりとは何かと考えたときに町民憲章や総合計画などがあり、それらに基づいて職員は各種計画等を作成し、議会で議決を経て町民とともにまちづくりをしているという姿勢はとってきた。

ただ、住民はそのことがイメージとして本当に湧いているかと考えると、そうは思えないので、明確にイメージ出来るようにする必要がある。

今ある条例の中で行われてきた様々な施策について、良いものは良い、悪いものは悪いと住民が分る状態にはなってきたが、それでも本当のところの深いところを知りたいというときには十分ではなかったため、情報公開条例ができたり、個人情報情報は守る必要があるということで個人情報保護条例ができたり、行政手続条例ができたりと、行政が行ってきたことへの疑問に対して、時代の流れに呼応してまちづくりというものはどういうものかを考えましょうと色々なジャンルの条例等ができたように、まちづくりに対するイメージがちゃんと湧かないと、年代によってまちづくりに対する考えが違うわけだから、それをまちづくり基本条例のように一くりに形づくって住民の意見を吸い上げようとしてもなかなか難しいと思う。

それでも、住民それぞれがイメージする形というものがあると思うので、イメージが湧くように進めていかないと、私としては論議しづらいと感じた。

委員長：まちづくり基本条例の素案のようなものがあつたほうがいいということか。

委員G：どんなビジョンがあるのか。そのビジョンに対して色々な意見が必要だから意見を出してもらい、この部分を埋めましょうというような積み上げの作業で、この場合にはこの規程を使うというように調べて、言葉にして条例にしていくという進め方がいいのでは。

委員長：現在は様々な条例が独立している感じだが、それらをまとめてわかりやすい形にしたものが、まちづくり基本条例になるのかなと思う。そこで住民はどんな条例となることを期待しているのかを聞いていくことも必要になるかもしれない。

そういったことを認識した上で、かつ委員Eさんが言ったように住民の方々を巻込んでいくことも考えては。

委員B：様々な条例があり、それらをまとめたような条例が必要という考えも分るが、自治体の構成は選挙で選ばれた首長がいて、その首長をチェックする機関として議会

や住民の声などがあるわけだが、結果的それらの条例をもとに、こうしなければならぬといったビジョンを今まで示してきたかどうか。

合併問題で、本町が近隣町から敬遠されているというのは私は財政的な問題だけではなく、主体性が見えない、どういうまちなのかが見えないという部分もあると思う。主体性をつくるための活動が必要。そのためには言い出しっぺがいて、誰かがやろうといわなければならない。

そういった人達をどうつくっていくかという、例えば福祉の問題で言えば健康推進委員制度というものが各町内会から選ばれて始まったかもしれないが、その役割の人達を通じてどうやって広げていくか。その結果うまくいったということが本当にわかった上でこの制度がなくされたのかどうなのか。ある意味では財政的なことだけを考へての結果ではなかったのか。

商工青年が言い出しっぺで何かイベントをやってみようというような動きをどうやってつくっていくか。地域コミュニティや住民同士のふれあいを積極的に推進していく住民の担い手をどう育てるかということを考えていかなければならない。

住民がそういった考へを持てる行政基盤を作っていくことが必要では。そのためのきっかけとしてまちづくり基本条例が作られればいいと私は思っているのだが、このような委員会も参加するということは、参加することによって自分の意見がある程度くみ上げられなければならない。ある意味ではそれは委員の権限でもある。

私は1～2年前から町の福祉のことに携わっているが、例えば特別養護老人ホームの民間移譲のことを決めるにあたって、決めるまでの経過に問題があったと思う。議会に提案されて決まったことではあるが、住民対象の公聴会を開催したり、住民投票を実施してほしいという思いもあった。そういったことを行政や議会に言ったとしても、十分に町民の理解が得られているから必要ないと済まされてしまっていたのではないかと感じてしまう。

住民参加というのは今言ったような形態もあるわけだし、そういった意見がきちんとくみ上げられる仕組みが必要だと思う。

委員H：町が政策を決定する基準の今まで不明確であった部分を、今後どうしていくかというのがまちづくり基本条例の制定にあたっての根本になってくると思う。

馬淵アドバイザーに説明いただいた五本柱にもある情報公開とか委員等の公募など、ある程度は行政としても取り組んできているが、残念ながら政策的な部分を決定するという点においては我々役場職員もなかなか関わりをもてない部分があり、ましてや町民の方もそうだったという中で、知らないうちに決定されてしまうという政策があった。

しかし、まちづくり基本条例ができることによって、町民自らが政策決定を行っていくという仕組みがつけられるようにと考へれば分りやすいのでは。

委員長：今のお二人の意見は、まちづくり基本条例の制定により政策決定の際には広く住民の意見が取り入れられる仕組みをつくっていかなくてはというご意見。

委員H：町の課題は今までもこれからたくさんあると思うし、それらをつつひとつ解決

するために町民の意見をどう聞いていくか。それを具体化していくことを考えるとイメージしやすいのでは。

委員長：委員Iさん、何かご意見ないでしょうか。

委員I：今まで正直言って行政にあまり関心がなかった。この会議に委員として参加させてもらっているが、難しい問題で皆さんの意見を聞きながら自分の考えを整理している状態。

清水町は自然環境も良く、とても素晴らしいまちだと思っているので、清水町をより良いまちにしていくために皆さんの意見をお聞きしながら勉強し、皆さんとともに考えていきたい。

委員長：皆さんから色々意見を出してもらったが、(1)の条例制定の目的ということ考えたとき、基本的な考えは皆さん一緒だと思う。しかし、結論がまだ出ないので他に意見があればお聞きしたい。

委員Iさんが言ったとおり、一般町民の方々には少し難しい問題かもしれない。

委員B：検討事項(2)の「条例の位置付けを最高法規等すべきかどうか」という点についてだが、例えば住民投票制度についてなどを条例に具体的に細かく明記した日本国憲法のようなものを既にある条例の上に位置付けるとなると、抵抗ある人もいないか。

最高法規とは、ある意味どうにでも解釈できるような形になってしまわないかという懸念もある。

委員長：最高法規と位置付けてしまうことがいいか悪いかということだが、さきほど他の委員さんが言われていたように町民が各種の条例を理解しているかどうか。

委員長の私が言うのも何だが、まちづくり基本条例というものをもとにして各種条例をシステム化するという方法もある。

委員B：そうなるとう既存の条例の棚卸しのような作業が必要になるのでは。

委員D：まちづくり基本条例をつくって既存の各種条例のシステム化をするということになると、私自身はイメージが湧かないし、まったく分らない。かえって難しくなるのでは。

委員Bさんがさきほど「仏つくって魂入れず」という表現をしていたが、条例というのはどんな条例であれ、そのように形だけのものになってしまう要素があるわけで、資料にニセコ町のまちづくり基本条例が載っているが、極端な話このニセコ町の条例の「ニセコ」という部分を「清水」に置き換えた条例案を議会に提案することもできるわけで、もしそのままそれが議会で可決されたとしたら、この程度の議論で条例ができてしまう。このことは他の条例を作る際にも当てはまる話だと思うが。

大事なことは住民はまちづくりにおいてどのような位置付けなのかということである。住民はどういった責任を果たすべきなのか、今の状況では住民は責任を果たしますよと言うのかどうか、といったことを徹底的に議論することによって条例に魂が入っていくのではないか。

だから私は先ほどの各種条例をシステム化という考えがわからないし、必要性を感じない。

委員H：システム化というより整理するという事だと思ふ。

アドバイザー：例えば委員等の公募という条文をまちづくり基本条例に盛り込んだのに、他の条例には公募という言葉が載っていないということになれば、整合性を図るために既存の条例の整理や見直しをしなければならぬということもあると思ふ。

委員長：その場合は、既存の条例も尊重してということになると思ふ。問題はまちづくり基本条例を最高法規と位置付けるかどうかということ。

委員B：私が言いたいのは、憲法のようなガッチリしたものにしてしまうのは、何かと大変なことになってしまわないかということ。議会制民主主義というものを否定し兼ねないという人もいるのでは。

委員長：私もそのことが心配ではある。果たしてそのような位置付けのものを提案しているのかどうか。この検討委員会の委員以上に、町民から選ばれた議員さんがいるわけだから、議会制民主主義を否定するようなものは提言できないと私は思っている。

委員B：システム上は否定することにはならないが、そのシステムなり組織が持っている理念が達成されていないという状況があるから、それを補うような形での住民運動や直接請求運動があったりということになる。

理念的なもので言えば町民憲章があるわけで、それがそのとおりに流れていけば、ある意味ではいらぬということになる。

条例というのはある意味では法律であるが、私自身の今までの町民としての経験でいくと、ここでつくられた条例案を答申してその内容がどれだけ尊重されるかということを見ると、全幅の信頼をおける状況ではない。むしろ都合の悪い部分は削られてしまうのではないかという心配があるし、議会がそれを否定してしまう風潮になってしまうかもしれない。

町民としてのまちづくりに対する責任というものがあると思ふ。しかし、町民は役場職員からそのようなことを言われると「そんなのは役場の仕事だろ」というのが一般論であって、まず一般町民がまちづくりに対する責任というものを自覚しないとダメだと思ふ。そういった自覚した一般町民をいかにつくっていくか。町はそのための啓蒙活動等もしていくべき。

委員Iさんが清水町は豊かなまちだと言っていたが私もそう思っている。確かに財政上は赤字かもしれないが、町全体の棚卸しをしたとすれば財産が多いまちだと思っている。だから清水町の棚卸しをする委員会のようなものを誰かが呼びかけてやってみるような、いいと思ったことを積極的にやっていけるような仕組みを行政ももっと汲み上げてくれという雰囲気をつくっていけば、町民は積極的にまちづくりに参加してくれるのではないかと思ふ。町と町民とどっちに責任があるというわけではないと思ふが。

委員A：先ほど委員Iさんが、条例等の行政に町民としてあまり関わったことがないと言ったのを聞いて感じたのだが、確かに条例というのは役場職員や行政に関わる者に

としては必ずついてまわるものであるにも関わらず、必要にせまられたときにしか見ないものでもある。

まちづくりということに町民がいかに関わって、協働のまちづくりに参加するかということで、まちづくり基本条例を策定することによって町民の意識が変わることが一番大きなポイントだと思う。先ほど馬淵アドバイザーから説明のあった五本柱というものが制定の目的となるのでは。また、まちづくり基本条例が制定されたことが、今まであまり行政に関心のなかった町民が行政や条例などに関心を持つきっかけとなり、住民参加や協働のまちづくりということを勉強してもらえるようになればと思う。

まちづくり基本条例というのはそのためにも必要なものだと思うし、制定の目的については先ほどから他の委員さんが言っているとおり、町民が関わってくれるようなものということを考えて議論していけば、おのずと目的は定まってくると思う。

この検討委員会で議論する条例案は町に答申し議会に提案する形になると思うが、この検討委員会は条例が正式に制定された時点で解散ということになるのか。要綱によると任期は2年以内となっているが、私達委員は最高法規として位置付けられるくらいの条例が制定された後も、責任をもって見ていき、必要があれば委員会を開いて条例の内容の見直しについて審議していくべきだと思う。

住民が意識を変えて、まちづくりに関わっていくための種となるような条例を制定するのだから、この委員会もその種から芽が出て花が咲いて、何か一つでも住民の行動が起きるくらいまで関わっていける委員会になればいいのではと感じた。

委員長：要綱の中で定められている2年という我々委員の任期以内に、条例案を町に答申することになるが、馬淵アドバイザーの話にもあったように、条例制定後も4年程度で内容を見直すということが必要になるかもしれない。しかし、任期は2年以内となっているので、任期後は新たに委員を公募して新たな委員が条例内容の見直しについて審議することとなるのかどうかという意見だが、他に意見がある方は。

委員D：話が戻ってしまうが、この条例は魂の入った条例にしなければならない。そこで住民参加の必要性というものについて考えると、現在各町村で住民参加・協働のまちづくりといった言葉が流行り文句のように使われていて、私もそれなりに理解はしているつもりだが、ここにお集まりの委員さん以外の一般住民の方々というのは、先ほど委員Iさんが話したように、まちづくりというものは役場で責任を持って取り組んでいくべきというのが従来あった考え方だと思うし、もしかしたらそういった考えがまだまだ多いのではないかと思う。

まちづくり基本条例案を検討していくにあたって、住民参加というものがこの先なぜ必要なのか、なぜ重要なのかということを示していくことをしていった方がいいのではないか。

委員長：それは最も大事なことだと思う。条例ができて魂が入っていなければ何にもならない。そのためにも様々な形で住民の意見を聞き、住民の方々の参加意欲を盛り上げて、条例制定後のまちづくりに対しての町民の責任を示していくことはとても重

要である。

具体的に町民の参加意欲を盛り上げていくことに少し時間をかけてでも啓蒙して、まちづくり基本条例というものの必要性を示していかなければならないかもしれない。

委員 E：皆さんが言うとおり住民の意見を聞くことはとても重要だと思う反面、どうすれば住民の意見を吸い上げることができるか。私達委員にとっても難しい内容であり、他の一般住民の方々にとってはもっと難しく思えるかもしれない状況で、いざ意見を聞かせてくださいといっても、なかなか意見が出てこないのではないかと。そのことを踏まえて住民から意見を出してもらう方法を考えなければならない。

先ほどの委員 Dさんの意見でもあったとおり、今さら住民参加・協働のまちづくりといわれてもどのように参加すればいいのか分からない人の方が多いと思う。まずはその辺から整理していかないと進んでいかないのでは。

委員 B：住民参加というと一般的にはボランティアというか、言葉は悪いが行政側が無料奉仕で住民をうまく利用するものといった考えを持っている町民もいると思う。

委員 D：住民参加とはどういったものかというものを馬淵アドバイザーに講師をお願いして、住民参加とは何なのかという内容の住民向けのフォーラムやシンポジウムのようなものを開催して、住民参加とは決して無料奉仕のボランティアのようなものではないということから住民に説明し、これからの住民参加・協働のまちづくりの重要性を示していくことで共通認識に立ち戻り、そんなに重要なものなら我々住民が参加出来るようにこういう方法をとってほしいという声が出てくるのではないかと。

委員長：フォーラム等を開催して、我々委員が行っているまちづくり基本条例検討委員会ではこんなことをやっていますよと理解してもらうのも一つの方法である。

委員 B：馬淵アドバイザーに講演をいただいて勉強するというのも大事なこともかもしれないが、それだけで終わってしまうのはもったいない気がするので、我々委員が中心となって様々な意見を出し合ってぶつけ合うような形にしてはどうか。

委員長：ただ、この委員の中で意見をぶつけ合っというのは時期尚早ではないか。いずれはやらなければならないかもしれないが。

委員 B：現時点では時期尚早かもしれないが。

アドバイザー：もしシンポジウム的なことを開催するとしたら、住民の方でこういう困ったことがあったときに、それを解決するためにこういう条例が必要ですよという展開だと分りやすいと思う。まちづくり基本条例についてという抽象的な説明をしても分りづらいと思うので、住民の方の不満に対しての解決策としてこんな条例があるというような内容だとわかりやすいと思う。

委員 B：例えば「花いっぱい運動」という事業に関わっている住民の方の、もっとこうして欲しいとか予算の関係に対する不満があると思うが、そういった不満がもっと取り上げられるような場というか、そういったことを言える場と言える雰囲気が必要なのではないか。

委員D：そういった運動に参加している方々や、商工会青年部などのまちづくりに参加している各種団体と我々委員会との意見交換の場をもって、まちづくりに対する不具合や不満などを聞く場を何度か用意するという方法もある。

委員I：ここにお集まりの委員の皆さんや役場職員はまちづくりについての知識があるが、私を含め一般住民は壁というか、すごく隔たりを感じている。

しかし、清水町をよりよくしたいという気持ちは役場職員も一般住民も同じであるはず。ただ、こうして役場職員の方を含めた他の委員さんの議論を聞いていて私との隔たりを感じてしまうというのが正直な意見。

委員E：私もそう感じた。

委員長：ハッキリ言っていたいただいてありがたい。これだけ住民参加と言っている、じゃあこうしていこうと感じている町民が果たしてどれだけいるのかということ、まだ大多数の町民はまちづくりのことは行政に任せておけば何とかかなという考えかもしれない。

そのためにもまちづくり基本条例のようなものをつくって、町民の方々にまちづくりというものを理解してもらおう。というのが基本になると思う。

まだ他の委員の皆さんからの意見があると思うが予定の時間となったので今日の審議を要約すると、最終的には一般町民の方々が参加しやすいまちづくりが重要であるということ。

最後に馬淵アドバイザーに、本日出た委員の意見を聞いて感じたことをお聞かせいただいて本日の会議を終了したい。

アドバイザー：委員の皆さんが今日の資料等で色々なまちのそれぞれ特徴ある条例を見た中で、我が町は遅れているのではとか、しっかりした条例にしたいという思いが各委員さんの様々な意見で出たと思う。完璧な行政というのではないわけであり、委員さんから様々な意見や不満が出るのは当然で、最高法規であろうとなかろうとまちづくり基本条例をつくることにより現状の清水町をより良くしていきたいという委員皆さんの考えだと思う。

そういった意味では今日の議論は非常に小さな問題からスタートしたといえるかもしれないが、今日出た意見のようにおかしい事に対してはおかしいという意見や、多くの町民から意見を出してもらうための情報提供の広報誌を見やすいものにしていくこと等も必要。

まだまだ2～3回の会議の段階で方向性が出るようなものではないし、出してはいけないものだとも思うので、引き続き議論していく事が必要だと思う。

委員長：ありがとうございました。今後、皆さんの意見をもっと出してもらえるように進めていきたい。

それでは「5.その他」について事務局より説明を。

事務局：(1)の議事録について、第1回目の会議の議事録を事前に送付していたが、委員さん個人の名前は載せていない。この点について、載せた方がいいのかどうか。

次に(2)の委員以外の者の出席要請について、第5条に条文があるわけだが、第1

回目の会議が終了した後にある委員さんから、町長に発言を求めるわけでないにしても、このような議論がされているということを知ってもらうために出席してもらってはどうかという意見があったので皆さんの意見をお聞きしたい。ちなみに議事録は毎回町長まで決裁で目を通してもらってはいる。

毎回出席してもらったほうがいいのか、それとも議事の内容によって出席してもらう方がいいのか。事務局としては町長が出席していることにより発言がしづらくなることもあるのではと思っている。

続いて(3)の次回と次々回の会議の日時と場所について、ひとりでも多くの傍聴をという第1回目会議での意見から、今回の第2回目は間に合わなかったが第3回目から広報誌に掲載について掲載しており、場所は委員長と副委員長と事務局で相談させていただき、11月10日に御影地区でということで農村環境改善センター（御影公民館の隣）での開催とさせていただいた。さらに、第4回目の開催日時と場所について、本日決めていただければ広報11月号の掲載に間に合い、住民に周知できるので協議いただきたい。

そして、(4)委員とアドバイザーの懇親会について、こちらも第1回目の会議終了後にある委員さんから、委員同士やアドバイザーとの交流の場を設けてはどうかと言う意見があったので検討いただければと思う。

委員長：それでは(1)についてですが、この会議自体は公開しているわけであり、発言委員の名前を載せても問題ないのかなとも思うのですが。皆さんのご意見をお聞かせ願いたい。

委員D：傍聴を認め公開している会議なので名前を載せても問題ないと思う。

事務局：補足説明するが、前回の会議で傍聴を認めることとなったので、議事録については後日町のホームページに掲載したいと考えている。

どの委員がどのような発言をしたかが重要であれば名前を載せて、誰がどんな発言をしたかよりもどんな議論がされたのが重要ということであれば名前を載せなくてもいいのかなとも思う。

委員長：広報誌等に掲載は。

事務局：広報誌にはページ数の関係上、全文の議事録の掲載予定はない。事務局として考えているのは町のホームページに掲載するが、町民全員がホームページを見られる状況ではないので、役場1階の町民ホールの「まちづくり情報コーナー」にもおくことを考えている。

委員H：名前を載せることによって発言しづらくなってしまうということも考えられるのと、誰がどんな発言をしたかよりも議論の中身が重要だと思うので、名前を載せない形での議事録でかまわないと私は思う。

委員B：ただ、第1回目の会議の議事録のような形だと、同じ委員が何度も発言しているのか別の委員が発言しているのかが分らないので、「委員A」「委員B」というような形で掲載してはどうか。

委員長：他に意見は。

委員 G：委員の名前のことではないが、第三者の個人名が発言の中で出たり、事実でない発言が出た場合の掲載については配慮が必要だと思う。

事務局：明らかに認識違いの意見や間違っている意見については事務局で判断したい。

委員 B：意見の中で関係ない個人名等が出たりした場合は削除してもかまわないと思う。

委員長：委員名の掲載については、委員 A、B、C という形で掲載するという事によろしいでしょうか。

（委員より異議なしの声あり）

次に(2)の町長の出席要請について。

事務局：事務局の考えとしては第 1 回目のときは委嘱状の交付があったので出席し、開催案内も町長名で出しているが、2 回目からは委員長が招集するという形でご案内しており、特に要請がない場合は出席を考えていない。また、要請した場合も町長のスケジュールの都合上、出席できない場合もある。

（委員数名より、特に町長に出席してもらうことは構わないという声あり）

委員 E：出席してもらうことによって発言しづらくなる委員もいるのでは。

委員 F：必要に応じて出席要請するという事ではどうか。

事務局：前回の会議終了後にこの意見を出してくれた委員さんは、とても大切な議論をしているので毎回町長に出席してもらい聞いてほしいという考えでの提案だと思う。

ただ、町長が出席していることによって発言しづらいとか、行政に対する批判の意見をだしづらいということではいけないと思う。

今回のように町長が出席していない場合でも、会議録は要点をまとめたものではなく、全文を町長まで決裁をまわし内容は読んでもらう。ということから考えると特に毎回出席要請をする必要はないのではと考えている。

委員長：必要に応じて出席要請をするということによろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

次に(3)の次回と次々回の会議日時・場所について、今回は先ほど事務局より説明があったとおりだが、次々回の 12 月 8 日開催の会場について皆さんの意見をお聞きしたい。

委員 D：この会場でいいのでは。

委員長：それでは、第 4 回目は 12 月 8 日（月）19:00 からハーモニープラザ研修室で開催ということにする。

次に(4)の懇親会の日時等について、事務局の案は。

事務局：第 4 回目の会議終了後に開催するという事にすれば、別な日程を設定しなくてもいいのではと考えている。ただ、そうなる時間が遅くなってしまうので、この日は会議を早めに開催してはと考えている。別な日程でとなると馬淵先生も忙しいと思うので。

委員長：19:00 からの会議終了後となると 21:00 から懇親会ということになり、時間的に遅い気もするので、この日は会議開催の時間を早めてはという事務局案だがどうか。ただ、前回の会議は 18:30 に開催したところ仕事上間に合わないという委員からの

意見があったので今回から 19:00 からの開催にしている経緯もある。

事務局：次回の 3 回目までは馬淵先生からの講義があるが、4 回目は講義の予定はなく、開催後すぐに委員さんたちの議論に入っていけるので、18:30 開催で 20:00 頃には終了し、懇親会は 21:30 頃終了というスケジュールではどうか。

委員長：只今事務局から説明いただいた日程で、会費や会場は事務局にお任せするという
ことでどうか。

（委員より異議なしの声あり）

委員長：それでは今回の会議を終了したいと思うが、前回での議論と今回の議論を踏まえて次回はもっと踏み込んだ議論をいただき、さらに中身のあるものとしていきたい。
本日はどうもありがとうございました。